

議案第69号

入間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る事務の手数料を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

入間市水道事業給水条例（平成10年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを一号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の一号を加える。

(2) 法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新をするとき。

1件につき 10,000円

第33条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。